

平成 28 年 4 月 12 日

保険薬局 各位

院外処方における当院への情報提供について

天草地域医療センター
病院長 原田 和則
薬局長 草積里恵子

平素は、当院の院外処方せんの発行に御協力を賜り有難うございます。
さて、平成 24 年度診療報酬改定より一般名処方の推進、後発薬使用の促進が図られておりますが、当院でもオーダーリングシステムの改修により、処方時に医師が選択すれば、一般名を用いた院外処方せんの発行ができるようになりました。

保険薬局で一般名処方により調剤を行った場合、又、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む）への変更調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄等に関して当該処方せんを発行した保険医療機関へ情報提供することが義務付けられております。しかしながら、当該医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否に関して予め取り決められている場合はこの限りではないとされております。

このたび、当院で発行した院外処方せんに関し、下記の場合においては情報提供不要とすることを決定しましたのでご連絡いたします。

この件につき、ご理解、ご協力いただきますよう宜しくお願い致します。

記

- ① 一般名処方に係る処方箋に関して、調剤した薬剤の銘柄等に関する情報提供
- ② 変更不可の指示がない先発医薬品から後発医薬品への変更、および後発医薬品の銘柄変更調剤
- ③ 外用薬以外で、含量規格が異なる後発医薬品又は類似する別剤形の後発医薬品への変更調剤*
（変更調剤後の薬剤料が変更前のものと比較して同額以下であり、効能・効果や用法・用量が異なる場合を除く。）

*類似する別剤形の医薬品：内服薬のうち、次に掲げる分類の範囲内にある他の医薬品

ア：錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤

イ：散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）

ウ：液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る）

以上

【本件に関するお問い合わせ】

天草地域医療センター 薬剤部 草積里恵子

TEL:0969-24-4111